

佛光寺と妙法院の古記録にみる近世真宗教団の様相

古賀克彦

序 はじめに

本紀要「十五号所収の拙稿「近世宗外古記録に見る真宗教団—公家日記等の翻刻史料を中心として」では、副題にあるように、主に公家日記を

参照した。今回は真宗寺院古記録として翻刻「佛光寺御日記」(以下、「佛日」と略す)を、そして天台寺院古記録として翻刻「妙法院日次記」(以下、「妙日」と略す)を探り上げ、夫々に記載された事柄を比較

しながら検討・考察を試みようと思う。

尚、先行する作業として、二〇〇六年九月十二日、大正大学に於ける印度學佛教學會第五十七回學術大会での報告「翻刻された近世寺院日鑑の活用方法について」があり、そこでは、天明八年

(一七八八)の一部分について例示しているが、本稿では、同年を通して見る事とする。では以下に、まず、書誌学的な解題から叙述しよう。

一 佛光寺御日記について

「佛光寺御日記」とは、天明八年(一七八八)正月の京都大火以降に筆記された、真宗佛光寺派本山佛光寺が所蔵する日記であり、所謂「寺院日鑑」の一種である。翻刻刊本が本山佛光寺より発行されている(内事部取扱)。基本的に一年分を一冊に纏めて刊行されており、編者は一〇七巻が澁谷有教(三十九代門主真照)、八巻より澁谷曉眞(三十一代門主)。刊行データは本稿末尾に付した。その翻刻「佛光寺御日記」一巻の劈頭に載る、「本山佛光寺」名の「本山

所蔵 天明八年「御日記」について」に「原本はおよそA4版位(二六・六cm×一九・一cm)の和紙で四百数十頁。毛筆で行書又は草書体が多い。」とあり、続く編者「門主 澤谷有教」名の「佛光寺御日記」出版にあたって」では、「幸いにも天明大火の翌日、即ち天明八年二月一日より、丹念に記録された「御日記」が本山に所蔵されている。(中略)天明八年から明治・大正・昭和初期まで、百数十年間のものが残され」とある。「御」と冠してあるが、佛光寺歴代門主自筆の日記ではなく、門主を中心とした佛光寺の記録を右筆が纏めた物の様である(澁谷曉眞「佛光寺御日記」第十三卷について)「佛日」13頁)。詳細は拙稿「近世宗外古記録に見る時宗教団—特に「佛光寺御日記」について—」を参照されたい。

二 妙法院の近世翻刻史料について

妙法院の近世史料翻刻を担当しているのは、村山修一・今中寛司・三崎義景らの諸氏を中心とする妙法院史研究会である。同会が編集・翻刻・校訂した

史料は二系統に大別される。まず吉川弘文館から出版された「妙法院史料」全七巻(一九七六年三月)、一九八〇年(二月)がある。これは、歴代の門跡の日記を中心としたものである。

次いで、續群書類從完成會(現在は八木書店が継承)から現在も逐年刊行中の「妙法院日次記」がある。全二十五冊予定だったが二〇〇〇年現在、第二十三冊まで上梓されている(「史料纂索」収載書目中、「師守記」全十一冊を越え質量共に最大。特に後年稿記述が詳細になり、近刊三冊は一冊にたった二年分しか収載されていない)。こちらは坊官(圓跡寺院の事務役人)の日記で、寛文十二年(一六七二)～一八七六年(明治)迄現存している。刊行データはこれも本稿末尾に付した。詳細は拙稿「妙法院翻刻史料に見る近世時宗教団—円山安養寺を中心にして」を参照されたい。

本稿では、後者の妙法院翻刻史料に見られる、真宗関係記事(就中、佛光寺派)を抽出していくこととする。

三 寺院日記間に見られる相互交渉

—天明八年（一七八八）の場合

「妙日」の翻刻刊本第二十一冊日の天明八年（一七八八）分より、「佛日」が翻刻刊行されているので、両者の記述を比較する事が出来る。「妙日」には詳細な標出が、校訂者により施されており内容把握に便利なので、先に掲出する。

翻刻本文部分の転記に当たっては、書体は出来る限り刊本に準じたが、「佛日」は翻刻に略字体を多く用い、「妙日」は正字なので、基本的に夫々翻刻字体の體、掲出する。傍注は私に位置を変更した箇所もあり、小字は本文の9ポイントに対し8ポイント、標出の級数も8ポイントとした。一部、レイアウトを変更し、改行を「/」で示した部分もある。また、異体字を用いている漢字は通用体の正字等で表記した所もある。

尚、年月日、代数等には紙幅の関係上、本文中にアラビア組数字を用いている箇所もある。長文を含

むので、引用文の行頭2字下げ（インデント）はしていない（行中では依然に感じて字下げしている）。

まず、「佛光寺年表」で、当該年の主要記事を掲

出する（同書、87頁）。

1月31（30カ）日 鳴東の民家より火を発し、両堂類焼 順如（佛光寺22代、影像及び什宝を

東山本廟（後の佛光寺本廟）に移す「歴世略伝」=洪谷歴世略伝（真宗金晩）。

1月 本山佛光寺藏「御日記」、この頃より書き始められる「佛光寺の歴史と信仰」

2月24日 隨応得度（15）「歴世略伝」

3月16日 隨応、第23代の法灯を繼承（15）「歴世略伝」

3月17日 順如、東山本廟（後の佛光寺本廟）にて没（51）「歴世略伝」

3月18日 隨応、法眼に叙位「歴世略伝」

4月10日 順如、葬送

では、次頁から記事を比較してゆく。

2月13日（以下、時候の挨拶使や日常の贈答記事等は、基本的に割愛する）

「佛日」に載る最初の妙法院記事は、2月13日条である。これに該当する「妙日」の記事は無い。

一 去ル晦日火事見舞之使者參候、御挨拶猶又此方よりも御見舞勞御使主膳、／妙門様（（佛日）1、23頁）

2月17日

次に、「妙日」で、大火以後に初めて載る佛光寺

關係記事は、2月17日条である。その長い標出に、

「佛光寺より厚君御度度につき當門宮に御戒師願出のため來りしが此度大變により其儀不能ながら御門主御不例のため來る二十四日略式得度を取計ひ下さるやう願出の口上」順如號

祐（中略）「御見舞御遣」、本文を引く（（妙日）21、230）

2月17日

（（妙日）21、230）より使者來ル、中務卿面會、口上書

左之通、

厚君殿御得度之儀、被相催度之三月中旬旨、

御年賀御參相済候上、如先規御戒師御願可被成御覺悟ニ御座候處、此度大變ニ付、不被能

其儀ニ候、然ル處、御門主兼而之御所勞此節ニ至り不被相勝候ニ付、來ル廿四日於東山御堂至極之略式ニ而被相整度候、何卒諸向御先格之通御取計被下候様御願ニ付、如斯ニ御座候、以上

二月十七日 佛光寺御門跡使者 稲田求馬

右被相願候趣、則御承知之段、御返答也、（中略）

一、（中略）此節爲御見舞餅饅頭一荷被進之、御使中

人、

一、佛光寺門跡（中略）へ右同斷被遣之也、御使中

人、

一、（中略）「佛日」の同2月17日条標出に「二条様へ君様御成、

本文を引く。君様は厚君の意。尚、傍点に「朱」とある（以下「佛日」1、28、30頁）。

一、二条様へ君様御成、御水（中略）／追付右大將様少将様御对面、御吸物御酒出、拵内々御願之趣、御自筆ニ御認遊し御持參、御直ニ御さし上遊し候、左之通、

今度當門所勞之義難治之趣、醫師共より奉之
歎敷存候、扱ハ大僧正拝任之義、是迄代々及
老年願上候へ共、終不被及、其上近頃被仰

渡候趣も御座候而畏入奉存候、然廻興正寺
門跡去夏大僧正之義、從屬司様御願面
被蒙 託許候由、粗承及候、依之此度當重

病之義ニ御座候者、何卒 其御所様より御
願被下、拝任有之候様奉希候、仍而參上仕
候、宜御賢考可被遂下候、(中略)

一 妙門様へ左之通御使求馬、
厚君殿御得度之義、三月中旬被相催度之旨、
御年賀御參相済候迄、如先規御戒節御願可被

成御覺悟ニ御座候處、此度大變往不被能其儀
候、然處御門主兼而之御所勞、此節ニ到り不

被相勝候往、來ル廿四日於東山御堂、至極

之略式而被相整度候、何卒諸向御先格之通、
御取斗被下候様御願付、如此御座候、以上

二月十七日 佛光寺御門跡使者 稲田求馬(中略)

一 妙門様より此節御仮館之爲御見舞、大佛餅饅頭
百被進之、御使 取次軍吾 御答要人

2月18日

【妙日】の翌2月18日条標出「佛光寺より厚君得度
の御許容御請の御使」[佛光寺へ御所勞御見舞]、本文を引
く。

一、佛門主より使者稻田求馬、昨日者來ル廿四日厚
君殿得度之儀被相願候處、早速御許容被成進、
忝被存候、尤參殿御請可被申上候處、類焼後
故、乍略儀使者を以、御請被申上候由也、(中
略)

一、佛光寺門主江、此節御所勞爲御尋羊羹一折五棹
被遣之、(妙日) 21、232頁

一方、「佛日」の同2月18日条本文を引く「佛日」
1、30頁。

一 妙門様より御異例御見舞、羊羹五棹被進之、御
使中嶋織部 取次要人 御直答

このように、両者の間で多少の異同があるが、そ
れは書状を寫す際か、翻刻時かの問題も考えられる。

2月24日

【妙日】の2月24日条標出に「佛光寺厚君得度につき

御剃刀實名を持參せしめ賀谷寛常松井長亨に出向儀式は佛光寺
類焼のため大谷にて御催」、本文を引く(妙日) 21、241
頁。

一、佛光寺厚君殿、今日已刻得度、依而如先格御剃
刀・御實名被遣之、御使賀谷中務卿 衣缺素綿

指貫着之、右御剃刀戴柳筥、實名戴小廣蓋、大
文臣匣江一所二入、先達而松井丹波長亨衣弊直

綴白袴着之持參之、賀谷中務卿參控之節相渡ス

也、/次老共呼出、御口上申入、御剃刀・實
名相渡ス、其後厚君殿對面、直答、中務卿・丹
波別席二而可有饗應之處、大變ニ付断也、中務

卿へ金貰百疋、丹波へ金百疋贈之、未刻過退出
也、但、佛光寺ニ而可有儀式之處、類燒ニ付、
於大谷有之也、(以下略)

【佛日】の同2月24日条の標出に「君様御得度式」、
本文を引く(佛日) 1、38頁。

(文) 妙法院座主宮様より御得度付、如先格御剃刀御
間狹故、不能其儀、(中略)

2月25日

【妙日】の翌2月25日条標出に「佛光寺新門主得度御
禮參上御對面」[佛光寺へ御賀儀御遣]、本文を引く(妙
日) 21、242、243頁。

一、佛光寺新門主、昨日得度相濟候ニ付、爲御禮未
刻過御伺公、於御書院御對面、御雜煮・御吸物
・御酒御相伴、御益被遣之、賀谷法印御納之、申
刻過御退出也、但、家老・近習・書侍之輩江難

煮・吸物・御酒、依先例可被下候處、假御殿御
間狹故、不能其儀、(中略)

佛光寺と妙法院の古記録にみる近世真宗教團の様相

一、佛光寺新門主御退出日後、爲御賀儀御使被遣、

御使青水内記、號^{トモ}昌長上人、(以下略)

【佛日】の同2月25日条標出に「妙門様へ御礼」〔妙法院官(宮カ)より御答礼〕本文を引く〔佛日〕1、44(47頁)。

一、妙門様へ爲御礼、新門様御成、御供隱岐守 御徒士三人

〔前日甚候ニ付引〕/宮様御書院面御対面、

御雜煮御吸物御酒等被進、御相伴御益坊官へ

納、尤先格御徒士衆以上へ御雜煮御酒等被下候

へ共、當時仮住^{トモ}殊外御手狭^{トモ}、御供へ差

出候義ハ入魂^{トモ}不被指出、御進物左之通、隱岐

守御供相兼御先行、取次中嶋織部(中略)

金百疋被下、御進物被進左之通、(以下略)

妙法院座主宮様より御答礼、背木内記〔取次御答守〕、(因書)

ここでの相違点は「佛日」の「青木内記」と「妙

日」の「青水内記」だが、妙法院側の史料が正しか

らう(後述)。

2月29日

「妙日」の2月29日条標出に「佛光寺より御挨拶」、

本文を引く〔妙日〕21、247頁。該当する「佛日」記

事は無い。

一、佛光寺門主より使者、此間類焼一付爲御尋一品被遣候御挨拶、且所勞爲御尋一品被遣候御挨拶、乍序被申上候由也、使者石川主膳、

3月1日

【妙日】の翌3月1日条本文を引く〔妙日〕21、247頁。

一、佛光寺新門主より使者、此間得度之節、色々御道具拜借被致悉被存候、且又時節爲御見舞御茶

一折臺種・御菓子一折五種被上之、使者森園貴、

【佛日】の同3月1日条本文を引く〔佛日〕1、55頁)。

一、妙門様へ御借用物御礼御見舞矣、御使圓書、取次中嶋織部(以下略)

3月13日

【佛日】の3月13日条標出に「御門跡様御命終」、本文を引く〔佛日〕1、68頁。該当の「妙日」記事は無い。

- 35 -

一、御門跡様御異例御絶食打續、時々刻々御減衰

御正氣、御称名而曰^{トモ}、己半刻御命終被遊候

也、但新門様法眼之小折紙、此間中主上御庖

瘡^{トモ}難被及御沙汰、今日御酒湯御祝儀^{トモ}、御

披露ハ、暫御延引也、且又大僧正之儀、内々騰

司闕白様迄御願之事、内々御文^{トモ}有稻川様房

君様へ御催促被仰進候、其旨、二条様へも御書

〔被仰進候、(以下略)

先の年表で順如の忌日は3月17日となっていたが、実際には3月13日であった事がわかる。

3月17日

【佛日】の3月17日条本文を引く〔佛日〕1、76

頁)。これに該當する「妙日」の記事は無い。

一、此度火災^{トモ}追々御見舞使參候御挨拶、且御異

例御見舞使被進候御挨拶、且御得度御歎被進候

御挨拶(中略)妙門様□□□(取次使者の名が入る。中略)

一、御門跡様御難物之後御□□御勝不被遊/御遷化

旨今夜亥刻被迎出候/順如上人御諱堯祐 御年

【佛日】の翌3月18日条標出に「順如上人御遷化表向

- 36 -

佛光寺と妙法院の古記録にみる近世真宗教団の様相

仰出」、本文を引く〔佛日〕1、77頁。公式発表である。

一 勸修寺家、所司代、兩奉行へ御届左之通、

口 上 覚

一当御門跡、久々御所勞之処、養生不被相叶、

昨夜亥刻被致遷化候 右為御届以使者如此御座

候、

佛光寺新門跡使者 石川主膳

〔妙日〕の同3月18日条標出「佛光寺大門主遷化につき新門主へ御海御遣」、本文を引く〔妙日〕2、258頁。

一、佛光寺大門主久々御所勞之處、終ニ御養生不被

相叶、昨夜亥刻遷化之旨、家老より紙面を以御

届申上ル也、

一、佛新門主へ御使を以、大門主遷化ニ付、御悔被

仰遣也、

4月10日

〔妙日〕の4月10日条の標出に「佛光寺門主葬送に諷

經使」、本文を引く〔妙日〕2、273頁。

一、故門主^{〔新門主〕}今日葬送ニ付、諷經安住房相務ル、

4月11日

〔佛日〕の4月15日条の本文を引く〔佛日〕1、88

〔佛日〕の4月13日条の本文を引く〔佛日〕1、87頁。これに該当する「妙日」の記事も無い。

一方、「妙日」の同4月15日条本文には「一、佛光寺〔以下缺文〕」とあるのみである〔妙日〕2、276頁。

〔佛日〕の4月13日条の本文を引く〔佛日〕1、87頁。これに該当する「妙日」の記事は無い。

一 大佛へ翠旗三枚為持遣、中嶋織部へ手紙添、但、坊官諸大夫へ御挨拶之手紙も遣、代御輿ハ昨日為持遣、

4月13日

〔佛日〕の4月13日条の本文を引く〔佛日〕1、87頁。これに該当する「妙日」の記事も無い。

一 大佛へ翠旗三枚為持遣、中嶋織部へ手紙添、但、坊官諸大夫へ御挨拶之手紙も遣、

4月15日

〔佛日〕の4月15日条の本文を引く〔佛日〕1、88

〔佛日〕の4月15日条の本文を引く〔佛日〕1、88頁。これに該当する「妙日」の記事も無い。

一 妙法院様より御使僧恵乗、御贈経一飾御進納、御代香なし、御取次重吾 御答要人

一方、「妙日」の同4月15日条本文には「一、佛

光寺〔以下缺文〕」とあるのみである〔妙日〕2、276頁。

4月22日

〔妙日〕の4月22日条の標出に「佛光寺へ御膝中御

〔佛日〕の4月22日条の標出に「佛光寺より拜借物の

御禮且つ時節御見舞」、本文を引く〔妙日〕2、290頁。

一、佛光寺門主より使者小幡帶刀、先達而葬送之

節、品々拜借物、不淺悉被存候、右御挨拶被申

上、且又時節御見舞として、斐賀一折被上之

也、

右御使 国書相勸
但し 妙門様諷経御使僧 安住坊〔中略〕
金式百疋ツ、被下、(以下略)

5月13日

〔佛日〕の5月13日条の標出に「佛光寺より拜借物の

御禮且つ時節御見舞」、本文を引く〔妙日〕2、290頁。

一、佛光寺門主より使者小幡帶刀、先達而葬送之

節、品々拜借物、不淺悉被存候、右御挨拶被申

上、且又時節御見舞として、斐賀一折被上之

也、

〔佛日〕の同5月13日条本文を引く〔佛日〕1、103頁。

〔佛日〕の同5月13日条本文を引く〔佛日〕1、103頁。

〔佛日〕の同5月13日条本文を引く〔佛日〕1、103頁。

〔佛日〕の同5月13日条本文を引く〔佛日〕1、103頁。

〔佛日〕の同5月13日条本文を引く〔佛日〕1、103頁。

〔佛日〕の同5月13日条本文を引く〔佛日〕1、103頁。

ある。

一、今日諸向より御備物如左、／（中略）一、葩（中略）／一、同

〔佛光寺門跡〕（以下略）

「佛日」の同12月4日条の標出に「妙法院様御法事」本文を引く〔佛日〕1、203頁。

一 妙法院様へ〇（押入）「三摩地院富廿五面御忌」御法事^廿御備、／淨土三部經 知足院宮様より葩

（以下略）

12月5日

〔妙日〕の翌12月5日条本文を引く〔妙日〕21、388頁。

一、今日諸向より御備物并御見舞被進物、左之通、

／（中略）一、錦外郎一折十棹 佛光寺門跡 御

見舞也、（以下略）

〔佛日〕の同12月5日条の本文を引く〔佛日〕1、

204頁。正しく「青水内記」と翻字されている。

一 妙法院宮様へ御法事為御見舞、錦外良餅十棹一

折被進、御使 図書取次青水内記

以上、書状や使者のやりとりが、双方の史料により具体化する事が判明する。「記憶が嘘をつく」とは当節の流行語であるが、「記録」も一方のものだけでは、客觀性を持たないのである。両者揃つて具體化する記述も多く、両寺院、及び両宗の近世史を豊かにする作業と考えられるので、今後もこの手法を他宗・他寺院にも援用出来ればと思う。

本、天明8年は洛中大火に始まり佛光寺の門主死去や繼職等、盛り沢山であった。今回、採り上げた由縁である。

さて、先程の大僧正任官問題である。〔佛日〕2月17日条にあるように、佛光寺順如は興正寺への対抗意識があった。何故なら、両寺には深い因縁があつたからである。元々、佛光寺は事實上、中興とされる7代丁源空性の教団である。この丁源が興正寺を改めて佛光寺と名乗った。その丁源（少僧都）の子8代源鸞専性の弟10代唯了源讚（大僧都）の

跋　おわりに　今後の展開

第三子11代性靈堯經（法印・大僧都）の子12代性善經實（法眼・大僧都）と13代光教堯仁（法印・大僧都）は共に閑白一條持基（將軍義持の偏諱）の実子とされ、特に後者は門跡に補された。光教の長子經靈堯圓は十四年間、寺務を執つたが、山内四八坊中四二坊を引き連れて本願寺蓮如に属して偏諱を受け蓮教と改名し（この改名の件は佛光寺側の刊行物では意図的にお書きされていない）、本願寺寺内町の山科に一宇を建立、旧名を復活させて興正寺と称した。そこで、佛光寺は百萬遍知恩寺に入つて、經靈堯守（譽号

隨如堯甫（法眼・僧正）である。隨如には圓如堯英（法眼・少僧都）と範如有膚（法眼・大僧都）等の子が居たが夭折したので、興正寺22代寂永常勤（西本願寺寂如光常の偏諱）の第二子が閑白一條綱平（將軍家綱の偏諱）の実子となつて佛光寺の法嗣となつた。21代寬如堯超（法印・僧正）である。即ち、22代順如堯祐の祖父は興正寺寂永である（以上、両寺年表による）。

江戸時代も後期に入ると、恩讐を超えて両寺の関係は良好に成つてゐたのである。門主同士が実の縁戚ということもあってか、「興正寺年表」には、当寺の記録不足も相俟つてか、「佛光寺御日記」からの記事が多く載る。寧ろ、興正寺はこの時期、西本願寺との関係が不和なので、佛光寺に近付く何らかの意図があつたのかもしれない。〔興正寺年表〕によれば天明7年（一七八七）6月26日、興正寺23代寂聽常順（西本願寺寂如光常の偏諱）が大僧正となる。寂聽は三日後に86歳で没しているので、駆け込みの名譽称号であろう。佛光寺順如にしてみ

れば、寂聴は伯父であり、自身も病身であることから、余計に大僧正を望んだのである。だが、佛光寺の極官は僧正であり（18代經海・20代隨如・21代寬如・22代順如・23代應應）、大半は権僧正で、例外的に16代經範が大僧正に任官したと『渋谷歴世略伝』にあるが、権僧正からの越官であり、任官時28歳という年齢からも、僧正（それでも破格だが）ではなかつたか。

追記

今回は紙幅の関係で一年間の記事のみの比較となつたが、その後の対照作業も続行したいと考えている。但し、寛政三・四年の『佛日』は発見されていない。丁度、本二〇一〇年七月に『妙日』翻刻刊の最新巻が発行されたが、寛政三・四年分である。そして、その『妙日』23の「凡例」裏頁の〔附記〕に村山修一博士の訃報（二〇一〇年4月16日、96歳）が掲載されている。

同じく本年5月28日に、日本、否、世界に於ける

ハイデッガー研究の泰斗、辻村公一博士が88歳で還淨された。源了圓氏の追悼文で、初めて辻村先生の御尊父が「佛光寺派の敬虔な信者」である事を知ったのだが、拝眉の機会なく書物のみによる学恩を蒙つた村山博士と、著作を頂戴し講義も拝聴し乍ら全く学恩に報いる事の出来なかつた辻村先生と、お二人にせめて記念になるものを、と思い一文を草した次第である。

当初、「妙法院翻刻史料等から見る本願寺教団一大仏千僧会を中心に」との題で、寄稿すべくエントリーしたのだが、同様の題材で研究されている方がおられる事を後で知り、先行研究調査の遺漏を痛感して投稿を辞退したのだが、慰留もして戴いたので、思い直して本稿を綴めてみた。大方の叱正を乞う次第である。

「佛光寺御日記」に関しては本山佛光寺内事部御担当の吉田譲氏より種々便宜を計つて頂いた。記して感謝の言葉としたい。

- 参考文献（執筆者五〇音順）凡例・◎＝著者。○＝論文等
- ◎大谷大学〔編〕『真宗年表』法華館、一九七三年十一月
- ◎興正寺年表刊行会〔編集〕『興正寺年表』真宗興正派興正寺、一九九一年四月
- ◎古賀克彦「妙法院翻刻史料に見る近世時宗教団——円山安養寺を中心とした時衆文化」一四号、同研究会、二〇〇六年十月
- 古賀克彦「翻刻された近世寺院日鑑の活用方法について」〔印度學佛教學研究〕五十五卷一号〔通巻一一〕号、日本印度學佛教學會、二〇〇七年三月。※二〇〇六年九月十二日、大正大學に於ける印度學佛教學會第五十七回學術大会での報告を成文化
- 古賀克彦「近世宗外古記録にみる時宗教団——特に「佛光寺御日記」について——〔時衆文化〕十七号、同研究会、二〇〇八年四月。※二〇〇八年五月十三日、遊行寺に於ける時衆文化研究会第八回大会での報告を成文化
- 古賀克彦「近世宗外古記録にみる真宗教団——公家日記等の翻刻史料を中心として——」〔武藏野大学仏教文化研究所紀要〕二十五号、二〇〇九年三月。※二〇〇七年六月十五日、同所二〇〇七年第三回研究員定例会での報告に加筆訂正を施したもの
- 澁谷有教〔編〕『佛光寺辭典』本山佛光寺、一九八四年二月
- 澁谷有教・澁谷豊貞〔編〕『佛光寺御日記』本山佛光寺

佛光寺と妙法院の古記録にみる近世真宗教団の様相

念に「新御門主」とするのを不審、としているようである
が、現在でも「門主」継承候補者を「新門主」「新門」と
呼称している。これは「新」と門主に就任した者の意で
はない)

（元文四年（一七三三）～九）・「真仁法親王日記」
※天明七年（一七八七）

五 （一八〇〇年二月）「古記録」一（大記・春記・山王
絵詞）・「古文書」一

六 （一九八一年二月）「古記録」二（真仁親王閑東御參
寺の歴史と信仰）思文閣出版 一九八九年三月

◎佛光寺教学資料編纂委員会「編纂」『佛光寺年表』 真宗佛光
寺派宗務局 一九九七年四月

○源了圓「辻村公一君の死を悼んで」（創文）五三三

号 二〇一〇年八月 同社 尚 計報は同誌五三一号

二〇一〇年六月

◎妙法院史研究会「編」『妙法院史料』 吉川弘文館、全七巻。

一 （一九七六年三月）「堯惣法親王日記」一 ※寛文三
年（延宝四年（一六六三）～七〇）

二 （一九七七年三月）「堯惣法親王日記」二 ※延宝五
年（貞享四年（一六七一）～八七）

三 （一九七八年三月）「堯惣法親王日記」三 ※元禄元
八年（一六八八）～九五）

〔堀惣法親王別記〕※舍「江戸御退留中日次記」延
宝九年（天和元年（一六八一）～「日光御下向日記」

天和二二年（一六八二）～三）

〔堀惣法親王御維目江戸御下向始末記〕（坊官筆）※
元禄七年（一六九四）～（「達嘗集」堀惣法親王編）

四 （一九七九年二月）「堀惣法親王日記」※享保一七年
（一六九四）～（「達嘗集」堀惣法親王編）

五 （一九七九年二月）「堀惣法親王日記」一（一七〇〇）

六 （一九八九年十月）※宝永六年（一七〇九）～正徳四年（一七一五）

七 （一九九〇年十一月）※享保十五十九年（一七二〇）～（一七二九）。享保十三年欠

◎妙法院史研究会「校訂」『妙法院日次記』全二十五冊（予
定）、續群書類從完成會・八木書店（史料纂集 古記録編
第三期）

一 （一九八四年九月）※元禄七十九年（一六九四）～（一七〇〇）

二 （一九八五年九月）※元禄十四年（一七〇一）～（一七〇〇）

三 （一九八六年九月）※宝永六年（一七〇九）～（一七一五）

四 （一九八七年九月）※正徳五年（一七一五）～（一七〇〇）

五 （一九八八年十一月）※享保六十九年（一七二一）～（一七二九）

六 （一九八九年十月）※享保十七四年（一七二五）～（一七二九）。享保十三年欠

七 （一九九〇年十一月）※享保十五十九年（一七二〇）～（一七二九）。享保十三年欠

一一 （一九〇六年二月）※天明七～八年（一七八七～八）

一二 （一九〇八年六月）※天明九～寛政元～二年
（一七八九～九〇）

二三 （一九〇九年七月）※寛政三～四年（一七九一～一）

◎村山修一「修驗・陰陽道と社寺史料」法藏館、一九九七年
一月。

○村山修一「皇族寺院変革史一天台宗妙法院門跡の歴史」 塙
書房、二〇〇〇年十月

一四 （一九九八年二月）※寶暦元～五年（一七五一～五
六年）

一二 （一九九五年十二月）※寶暦元～十一年（一七五九～五
六年）

一三 （一九九七年三月）※寶暦六～八年（一七五六～八
年）

一四 （一九九八年二月）※寶暦九～（一七七〇）

一五 （一九九九年三月）※寶暦十二年～明和元年
（一七七一～四）

一六 （一九〇〇年二月）※明和二～六年（一七六五～九
年）

一一 （一九〇〇年二月）※明和二～六年（一七六五～九
年）

一七 （一九〇一年二月）※明和七年～安永三年（一七七〇
～四）

一八 （一九〇二年三月）※安永四～七年（一七七五～八
年）

一九 （一九〇三年四月）※安永八年～天明三年
（一七七九～八三）

二〇 （一九〇四年八月）※天明四年六年（一七八四～六）